

令和元年 5月 30日

新潟市議会議長 佐 藤 豊 美 様

会 派 名 無 所 属

議 員 名 古 泉 幸 一



平成 31 年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条に基づき、平成 31 年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入

(単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@ 120,000 × 1月

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費	35,000	別紙のとおり
事務所費	11,340	別紙のとおり
合計	46,340	

3 残 額 73,660 円

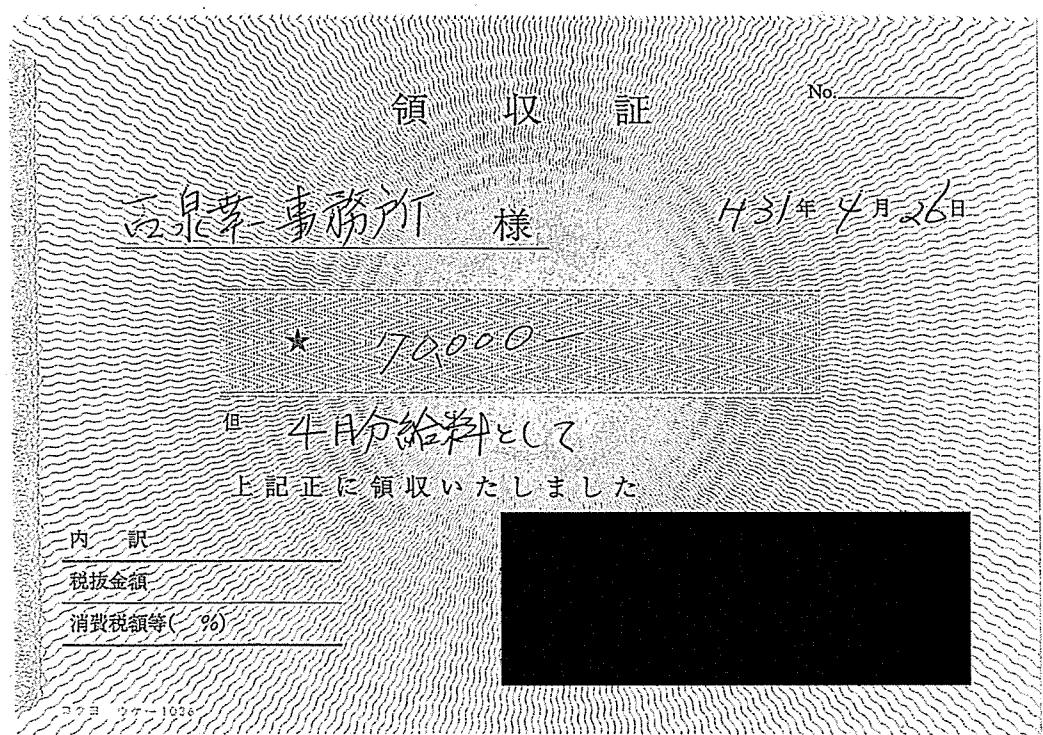
支出伝票一覧表

会派名	無所属		議員名	古泉幸一	
支出年度	平成31年度	支出項目	人件費	No.1	
整理番号	支出年月日	支出内容		支出金額(円)	備考
1	H31.4.26	4月分給料		35,000	政務活動補助
合計			35,000		

支 出 伝 票

会 派 名	無所属		議員名	古泉幸一
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日			
支 出 年 月 日	平成31年4月26日			
支 出 金 額	35,000 円			
支 出 先				
使 途 内 容	4月分給料			
備 考	政務活動補助 70,000 円 × 1/2 = 35,000 円			

領収書貼付欄 (人件費)



※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

様式15(議員用)

政務活動費(人件費)勤務実績表(平成31年4月分)

会派名	保守市民クラブ		議員名	古泉 幸一
政務活動補助職員氏名				
政務活動従事割合(B)/(A)			50/100	(50%)
日	曜日	総従事時間(A)	内、政務活動従事時間(B)	政務活動従事内容
1	月	5	1	福祉に関する聞き取り補助
2	火	5	1	道路補修に関する聞き取り補助
3	水	5	0	
4	木	5	3	地域要望聞き取り補助
5	金	5	3	道路補修に関する資料収集
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	5	3	調査資料作成
9	火	5	3	市民生活相談聞き取り補助
10	水	5	3	地域要望聞き取り補助
11	木	5	3	調査資料作成
12	金	5	3	調査資料作成
13	土	0	0	
14	日	0	0	
15	月	5	3	地域コミュニティ協議会からの要望聞き取り
16	火	5	3	調査資料作成
17	水	5	2	スポーツクラブ要望聞き取り補助
18	木	5	3	市政報告会打ち合わせ会議
19	金	5	3	市政報告会案内作り
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	5	2	市政報告会案内作り
23	火	5	3	市政報告会案内作り
24	水	5	3	地域からの要望聞き取り補助
25	木	5	2	老人会からの聞き取り 市政報告会案内作り
26	金	5	3	市政報告案内作り
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	0	0	
30	火	0	0	
計		100	50	

支出伝票一覧表

会派名	無所属		議員名	古泉幸一
支出年度	平成31年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31.4.15	パソコンリース料	3,348	22680円の内6696円
2	H31.4.15	コピー機リース料	7,992	22680円の内15984円
		小計	11,340	
		合計	11,340	

支出伝票

会派名	保守市民クラブ		議員名	古泉幸一
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/	
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費			
実施年月日	平成31年3月27日 から 平成31年4月26日			
支出年月日	平成31年4月15日			
支出金額	3,348 円			
支出先	第四リース(株)			
用途内容	パソコンリース料			
備考	22680円の内6696円 6,696 円 × 1/2 = 3,348 円			

領収書貼付欄 (事務所費)

普通預金-2

年	月	日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備
10	31	04-15	100	*22,680	タ"イシリース		
12							

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

政務調查處

950-0143
新潟県新潟市江南区
元町3-3-5

(新)

お支払予定表(兼請求書)

作成日 2018年 7月 2日

〒950-0084
新潟市中央区明石2丁目2番10号

営業1部

担当者名

TEL 025-243-3636

古泉 幸一様

[REDACTED]

お客様番号	[REDACTED]
契約番号	リース
物主・住主名	デスクトップPC Matte ML PC-MK34
契約日	2018年 6月 27日
契約期間	2018年 6月 27日から 2020年 6月 26日まで 24ヶ月

ご請求先番号	[REDACTED]
お支払方法	口座振替
請求書同封予定日	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]
引落支店	[REDACTED]
口座	[REDACTED]

ご契約金額	148,800	消費税額等総額	11,904
請求金額 内訳	リース料等総額 内訳	前払リース料 内訳	頭金

お支払予定日	リース料等	消費税額等	消費	お支払金額	リース料等残高	摘要
毎月27日	(1)	(2)	部室	(1)-(2)	(1)-(2)	1(000014)

150,941.5	62,000	149,680	6,696	8,680.0
-----------	--------	---------	-------	---------

合計	148,800	11,904	16,070.4
----	---------	--------	----------

(説明と願い)

- 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
- 消費税額等は、現行の税率により計算されております。今後、上記契約のリース料に適用される税率が変更された場合、変更後の税率によって計算された消費税額等の金額をお支払いいただきます。
- 「リース料等残高」には「前払リース料」「頭金」は含まれておりますが、「消費税額等」は含まれておりません。
- 「前払リース料」「頭金」は第二回目の支払と同時にお支払いいただきます。
- 「お請求先番号」は、お客様の請求先住所、会社名、担当部署を示す固有番号です。
- 「お支払方法」と異なる場合は、摘要欄にお支払頂く方法を明示しております。
- 不明な点は、お問い合わせまでご連絡下さい。

リース契約書

契約No.

契約日 2018年 6月 27日

賃借人(乙)

住所

新潟県新潟市江南区元町
3丁目3-5

賃貸人(甲)

住所 新潟県新潟市中央区明石2丁目2番10号

氏名

古見 幸一

氏名 第四リース株式会社

代表取締役 桐山 晃

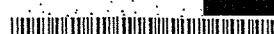
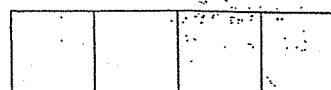
連帯保証人

住所

氏名

上記の者は下記のとおり契約し、乙及び連帯保証人は裏面特約欄記載の「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。
この契約の成立を証するため本書を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。(別表1)

①代表物件名 (第1条)	デスクトップPC Matte ML PC-MK34 1式 (物件の主な物件名及び物件の引渡し・使用場所は別表2記載のとおり)		
②リース期間 (第4条)	24ヶ月 (24回払。ただし、リース物件検収完了証記載の検収完了日を始期とします。)		
③リース料及び その支払方法 (第5条、第12条)	第1回 リース料 ¥6,200.-	第1回 消費税額等 ¥496.-	第1回 合計額 ¥6,696.-
	第2回以降 リース料 ¥6,200.-	第2回以降消費税額等 ¥496.-	第2回以降各回合計額 ¥6,696.-
	お支払消費税額等総額(除く前払分) ¥11,904.-		
④前払リース料 (第6条、第12条)	前払リース料 *****	消費税額等 *****	合計 *****
	(最終月から遡って 1ヶ月分のリース料及び消費税額等に、その支払日が到来する都度充当されます。)		
⑤保険 (第14条)	動産総合保険 (ただし、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保しません。)		
⑥損害賠償金 (第17条)	規定損害金相当額。なお、損害賠償金には、別途消費税額等が加算されます。		
⑦規定損害金 (第19条)	基本額: 1ヶ月毎の通常額: 第1回から 第24回まで 第*****回から 第*****回まで	¥169,300.- ¥5,916.- *****	
	(規定損害金には、別途消費税額等が加算されます。)		
⑧屋延損害金 (第20条)	年 14.00 %	(1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします。)	



(別表2)

第1条(リース契約の趣旨)

- ① 甲は、乙が指定する別表2①記載の売主(以下「売主」という。)から、乙が指定する別表2①記載の物件(ソフトウエア付きの場合)をソフトウエアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて乙にリース(賃貸)し、乙はこれを借受けます。
- ② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表2③記載の場所に搬入されるものとし、乙は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、乙の負担で売主のために物件を保管します。
- ② 乙は、搬入された物件について直ちに乙の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、検査完了日を記載したり、物件検査完了証を甲に発行するものとし、この検査完了日をもって甲から乙に物件が引渡されたものとします。
- ③ 物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があつたときは、乙は、直ちにこれを甲に番面で通知し、売主との間でこれを解決した後、リース物件検査完了証を甲に発行するものとします。
- ④ 乙が物件の引渡しを不當に拒んだり、遅らせたりしたときは、甲からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても乙は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、乙は、その請求の当否について売主との間で解決します。

第3条(物件の使用・保管)

- ① 乙は、前条による物件の引渡しを受けたときから、別表2③記載の場所において物件を使用できます。この場合、乙は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 乙は、物件が當時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因いかんを問わず修理し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、甲は何らの責任も負いません。

第4条(リース期間)

リース期間は別表1②記載のとおりとし、リース物件検査完了証記載の検査完了日より起算します。

第5条(リース料)

乙は、甲に対して別表1③記載のリース料を同表記載の期日に同表記載の方法で支払います。

第6条(前払リース料)

- ① 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するため、甲に対し別表1④記載のとおり前払リース料を支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から漏るて別表1④記載の月数分のリース料並びにその消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」という。)に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息を付かないものとします。
- ③ 乙が第19条第1項各号の一つにでも該当したときは、甲は前項の規定にかかるわざず、かつ、事前の意思表示を要しないで前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 乙は、前払リース料の支払いをもって、甲に対する一切の支払義務を免れることができます。

第7条(物件の所有権標識)

- ① 甲は、甲が物件の所有権を有する旨の標識(以下「甲の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、乙は、甲から要求があったときは、物件に甲の所有権標識を貼付します。

- ② 乙は、リース期間中、物件に貼付された甲の所有権標識を維持します。

第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 乙は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど甲の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません:
1. 物件を他の不動産または動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表2③記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく乙の権利または地位を第三者に譲渡すること。
 6. 物件に付着した動産の所有権は、甲が番面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属します。
 7. 第2項において、甲の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときに不動産に付着について、甲に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の番面を提出させます。
 8. 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約を提示し、物件が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。

第9条(物件の点検等)

- 甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、乙は、これに応じます。

第10条(営業状況の報告)

- 乙は、甲の要求により定期的に、またはその都度、毎決算期の計算書類や、その他、甲の指定する事業の状況に関する資料、および物件の使用・保管の状況などに関する資料を、甲に提出し説明します。

第11条(通知事項)

- 乙または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を番面により甲に通知します。

1. 名称、商号または組織種類を変更したとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 第19条第1項第3号から第5号までの事実が発生し、またはその

おそれがあるとき。

第12条(費用負担等)

- ① 乙は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 甲は固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、乙は、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。
- ③ 乙は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表1記載の消費税額等に相当する金額を負担するものとし、消費税額等が増額された場合には、その増額分を甲の請求に従い甲に支払います。
- ④ 乙は、固定資産税並びに消費税及び地方消費税以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。

⑤ 甲が前項記載の諸税を納めることとなつたときは、その納付の前後を問わず、乙は、これを甲の請求に従い甲に支払います。

第13条(相殺禁止)

乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもつて相殺することはできません。

第14条(物件の保険)

- ① 甲は、リース期間中、物件に別表1⑤記載の保険をつけます。
- ② 物件に係る保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく甲に提出します。
- ③ 前項の保険事故に基づいて甲に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
1. 物件が修理可能な場合には、甲は、乙が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を乙に支払います。
 2. 物件が滅失、または毀損して修復不能の場合には、乙は、甲に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条(物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び甲の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になつたときは、甲は、一切の責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があつた場合並びに物件の選択または決定に際して乙に錯誤があつた場合においても、甲は、一切の責任を負いません。
- ③ 前二項の場合、乙は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、乙が甲に対し番面で請求し、甲が既渡可能であると認めさせてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を乙に譲渡する手続きをとるなどにより、甲は、乙の売主への直接請求に協力するものとします。
- ④ 第2項の隠れた瑕疵並びに錯誤があつた場合において、乙が、甲に対して規定損害金その他との契約に基づく一切の債務を履行したときは、甲は売主に対する買主の地位を譲渡する手続きをとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、甲は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る権利の存否を担保しません。
- ⑤ 乙は、第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他のこの契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条(物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、乙の責任と負担で解決します。また、乙及び乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- ② 前項において、甲が損害の賠償をした場合、乙は甲の支払った賠償額を甲に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、英用新発明権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、甲は一切の責任を負いません。

第17条(物件の滅失、毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他の危険はすべて乙の負担とし、物件が修復不能となつたときは、乙は直ちに別表1⑥記載の損害賠償金を甲に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第18条(権利の移転等)

- ① 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 甲は、物件の所有権をこの契約に基づく甲の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、乙はこれについてあらかじめ承諾します。
- ③ 甲は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より苦情若しくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙に請求できます。

第19条(期限の利益喪失・契約の解除)

- ① 乙が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲の催告を要しないで通知のみで、乙は、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、リース料及びその他費用の全部を甲に支払います。ただし、乙が本項に基づきリース料及びその他費用の全部を甲に支払った場合であっても、乙のこの契約に基づくその他の義務は免除されません。

1. リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
2. この契約の条項の一つにでも違反したとき。
3. 小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたときその他の支払いを停止したとき。
4. 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納分または保全差押えを受け、または、民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算の手続開始の申立てがあつたとき。
5. 事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

6. 経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
7. 連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
8. この契約に基づく債務が否かにかかわらず、甲に対する債務の履行を遅延したとき。
9. 甲以外の債権者に対して債務の履行を遅延したとき。
10. 乙または連帯保証人が、第25条第1項に定める暴力団員等若しくは第25条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第26条第2項各号のいずれかに該当する行為を以て、または第26条第1項の規定によると表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合。
- ② 乙が、前項各号の一つにも該当したときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。
- ③ 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は第22条第1項の規定に基づき、直ちに物件を甲に返還するとともに、併せて別表1⑦記載の規定損害金を甲に支払います。
- ④ 第1項第10号に該当したことにより、第1項若しくは第2項及び第3項の規定が適用され、乙または連帯保証人に損害が生じた場合にも、乙及び連帯保証人は甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、乙及び連帯保証人がその責任を負います。

第20条（遅延損害金）
乙は、第5条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、または甲が乙のために費用を立替払いた場合の立替金を返却を怠ったときには、支払すべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日から遅らざるの完了に至るまで、別表1⑧記載の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第21条（再リース）
乙は、リース期間満了後、この契約を更に1年間更新（再リース）するか、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに甲に対し書面で終了の申し出をします。この申し出がない限り、この契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、乙は甲からの請求により再リース料を甲に支払います。

ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、乙は第22条の規定に従い、物件を甲に返還します。
以後再リース期間満了毎に同様とします。

第22条（物件の返還及び清算）

- ① この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、乙は、物件の通常の損耗及び第8条第3項によって甲が認めたものを除き、直ちに乙の負担で物件を原状に回復（リース期間中に付加したコンピュータ等の情報の消滅も含む）したうえ、乙の負担で甲の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額（リース満了後に付いては再リース料相当額）の損害金を甲に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙はこれを妨害したり、阻んだりしません。
- ④ リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第19条第3項の規定損害金が支払われたときは、その金額を限度として、甲の選択により物件を相当の基準に従って甲が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用、及び甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた金額を乙に返還します。

第23条（連帯保証人）

- ① 連帯保証人は、この契約及び第11条の延長後のリース契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して、債務履行の責任を負います。
- ② 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。
- ③ 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

第24条（弁済の充当）

- この契約に基づく乙の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序及び方法により充当することができます。

第25条（連帯保証人）

- ① 乙は、乙または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、殺会屋等、社会運動等様ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

3. 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 乙は、乙または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の二にでも該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為。

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. 取引に関する、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

4. 風説を流布し、偽証を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。

5. その他前各号に準ずる行為。

第26条（特約）

- ① 別表3記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

- ② この契約と異なる合意は、別表3に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

第27条（合意管辖）

- 甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本店または支店を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするごとに合意します。

第28条（通知の効力）

- 第19条の通知その他のこの契約書に記載した甲が乙または連帯保証人に対する旨の通知書面であって、この契約書記載または第11条により通知を受けた乙または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときには到達したものとみなし、乙は不若または延滞によって生じた損害または不利益を甲に対して主張することはできません。

第29条（公正証書）

- 乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、乙の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

（別表3）

特 約

個人情報の利用に関する同意条項

- 乙及び連帯保証人（以下総称して「契約者」という。）は、甲が次項記載の目的のために次の個人情報を利用することに同意します。
 - この契約書に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号等の情報（この契約の締結後に甲が契約者から通知を受ける等により知り得た更情報を持む）、及び官報等記載の公開情報。
 - この契約に関する契約日、物件引渡日、振替口座等その他この契約書に記載されている契約内容情報、返済状況、その他の取引情報。
 - 契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
 - 債権管理のため甲が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。
 - 契約者が提出した決算書、税務申告書等の与信判断及び債権管理に関する資料の記載内容情報。
- 甲は、前項の個人情報を次の目的に利用します。
 - この契約や法律に基づく甲の権利の行使や義務の履行のため前項①から⑤の個人情報。
 - この契約を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理に利用するため前項①から⑤の個人情報。
 - 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき甲の選定した債権回収会社にこの契約に関する債権回収の委託（債権譲渡を含む）をするため前項①から⑤の個人情報。
 - 市場調査、並びにデータ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の開発に利用するため前項①②の個人情報。
 - 甲及び甲のグループ各社（第四銀行および第四銀行のホームページにある「関連会社」の欄に記載された会社をいう。）を共同利用者として、商品・サービス等に関する案内に利用するため前項①の個人情報。
 - その他、この契約を含む契約者との取引を適かつ円滑に履行するため前項①から⑤の個人情報。

以下余白

(新)

内容変更承諾依頼書

2018年6月27日

第四リース株式会社 御中

賃借人
住所 新潟市江南区元町3丁目3-5
氏名 古泉 幸一

連帯保証人
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

貴社と2018年6月27日付で締結したリース契約書（契約No. [REDACTED]）の約定に関し、下記の内容変更をご承諾下さるようお願い申し上げます。また、賃借人及び連帯保証人は「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。

記

（変更事項）

1. 物件設置場所	
変更前	新潟県新潟市江南区元町3-5-1 古泉 幸一後援会事務所
変更後	新潟県新潟市江南区元町3-5-1 古泉 幸一事務所

（個人情報の利用に関する同意条項）

- 賃借人及び連帯保証人（以下総称して「契約者」という。）は、貴社（以下「賃貸人」という。）が次項記載の目的のために次の個人情報を利用することに同意します。
 - この依頼書に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号等の情報（この依頼書による依頼後に賃貸人が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）、及び官報等記載の公開情報。
 - 上記のリース契約またはプログラム・プロダクトリース契約（以下「原契約」という。）に関する契約日、物件引渡日、振替口座等その他原契約書並びにこの依頼書に記載されている契約内容情報、返済状況、その他の取引情報。
 - 契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
 - 債権管理のため賃貸人が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。
 - 契約者が提出した決算書、税務申告書等の与信判断及び債権管理に関する資料の記載内容情報。
- 賃貸人は、前項の個人情報を次の目的に利用します。
 - 原契約及びこの依頼書や法律に基づく賃貸人の権利の行使や義務の履行のため前項①から⑤の個人情報。
 - 原契約及びこの依頼書を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理に利用するため前項①から⑤の個人情報。
 - 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき賃貸人の選定した債権回収会社に原契約及びこの依頼書に関する債権回収の委託（債権譲渡を含む）をするため前項①から⑤の個人情報。
 - 市場調査、並びにデータ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の開発に利用するため前項①②の個人情報。
 - 賃貸人及び賃貸人のグループ各社（第四銀行および第四銀行のホームページにある「関連会社」の欄に記載された会社をいう）を共同利用者として、商品・サービス等に関する案内に利用するため前項①の個人情報。
 - その他、原契約及びこの依頼書を含む契約者との取引を適切かつ円滑に履行するため前項①から⑤の個人情報。

上記内容変更を承諾致しました。

2018年6月27日

新潟市中央区明石2丁目2番10号

第四リース株式会社

代表取締役 桐山 晃

事務所台帳

会派名	保守市民クラブ	議員名	古泉 幸一
事務所名	所在地・電話番号		延べ床面積 (m ²)
古泉幸一事務所	新潟市江南区元町3丁目5-1 電話 (025) 383-3611		29 m ²
設置年月日	平成27年 5月 2日		

様式13(議員用)

政務活動費（事務所費）使用実績表（平成31年3月分）

会派名	保守市民クラブ		議員名	古泉 幸一
事務所名	古泉幸一事務所		事務所所在地	新潟市江南区元町3-5-1
政務活動使用割合(B) / (A)		31/60	(51%)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容
1	金	3	2	行政相談対応
2	土	0	0	
3	日	0	0	
4	月	3	1	資料作成
5	火	3	2	資料作成
6	水	3	2	ミニ集会用会議
7	木	3	2	地域要望聞き取り
8	金	3	2	行政相談対応
9	土	0	0	
10	日	0	0	
11	月	3	1	調査資料作成
12	火	3	2	行政相談対応
13	水	3	1	行政相談対応
14	木	3	1	行政相談対応
15	金	3	2	資料作成
16	土	0	0	
17	日	0	0	
18	月	3	1	行政相談対応
19	火	3	2	行政相談対応
20	水	3	1	行政相談対応
21	木	0	0	
22	金	3	2	調査資料作成
23	土	0	0	
24	日	0	0	
25	月	3	1	行政相談対応
26	火	3	1	行政相談対応
27	水	3	2	行政相談対応
28	木	3	1	調査資料作成
29	金	3	2	調査資料作成
30	土	0	0	
31	日	0	0	
計		60	31	

様式13(議員用)

政務活動費(事務所費)使用実績表(平成31年4月分)

会派名	保守市民クラブ		議員名	古泉 幸一
事務所名	古泉幸一事務所		事務所所在地	新潟市江南区元町3-5-1
政務活動使用割合(B) / (A)		55 / 100 (55%)		
日	曜日	総使用時間(A)	内、政務活動使用時間(B)	政務活動使用内容
1	月	5	1	福祉に関する聞き取り
2	火	5	1	道路補修に関する聞き取り
3	水	5	2	行政相談
4	木	5	3	地域要望聞き取り
5	金	5	3	調査資料作成
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	5	3	調査資料作成
9	火	5	3	市民生活相談聞き取り
10	水	5	4	地域要望聞き取り
11	木	5	4	調査資料作成
12	金	5	4	調査資料作成
13	土	0	0	
14	日	0	0	
15	月	5	3	地域コミュニティ協議会からの要望聞き取り
16	火	5	3	調査資料作成
17	水	5	2	スポーツクラブ要望聞き取り
18	木	5	3	市政報告会打ち合わせ会議
19	金	5	3	市政報告会案内作り
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	5	2	市政報告会案内作り 地域からの要望聞き取り
23	火	5	3	市政報告会案内作り
24	水	5	3	地域からの要望聞き取り
25	木	5	2	老人会からの聞き取り 市政報告会案内作り
26	金	5	3	市政報告会案内作り
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	0	0	
30	火	0	0	
計		100	55	

支 出 伝 票

会 派 名	保守市民クラブ		議員名	古泉幸一
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2	
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 入件費			
実施年月日	平成31年3月25日 から 平成31年4月24日			
支 出 年 月 日	平成31年4月15日			
支 出 金 額	7,992 円			
支 出 先	第四リース(株)			
使 途 内 容	コピー機リース料			
備 考	22680円の内15984円 15,984 円 × 1/2 = 7,992 円			

領収書貼付欄

(事務所費)

普通預金-2

年 月 日 | 記 号 | お 支 払 い 金 額 (円) | お 預 け 金 額 (円) | 差 引 残 高 (円) | 備 考

10 | 31-04-15 | 100 *22,680 タ"イシリーズ

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

H000026

950-0143
新潟県新潟市江南区
元町3-3-5

お支払予定表(兼請求書)

作成日 2017年 4月 25日

T 950-0084

新潟市中央区明石2丁目2番10号

P 第四リース株式会社

営業1部

担当者名

T E L 025-243-3636

吉良 幸一 様

[REDACTED]

お客様番号	[REDACTED]
契約番号	リース
物件名	複合機 bizhub C258
契約日	2017年 4月 25日

契約期間 2017年 4月 25日から

2022年 4月 24日まで 6.0ヶ月

ご請求先番号	[REDACTED]
お支払方法	口座振替
請求書到着予定期	[REDACTED]
金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
口座	[REDACTED]

ご契約金額	18880.00	消費税額等総額	17104.0
ご請求金額	リース料等総額 内訳	前払リース料 内訳	頭金
	18880.00	18880.00	18880.0

お支払回数	お支払予定期	リース料等	消費税額等	消費税額等	お支払金額	リース料等残高	摘要	要
年月日	(1)	(2)	(2)	(2)	(1+2)			

2419 415	14800	1184.80	15984	532800	
合計					裏面に続く

(説明とお願い)

- 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
- 消費税額等は、現行の税率により計算されております。今後、上記契約のリース料に適用される税率が変更された場合、変更後の税率によって計算された消費税額等の金額をお支払いただきます。
- 「リース料等残高」には「前払リース料」「頭金」は含まれておりますが、「消費税額等」は含まれておりません。
- 「前払リース料」「頭金」は第一回目の支払と同時にお支払いただきます。
- 「ご請求先番号」は、お客様の請求先住所・会社名・担当部署を示す固有番号です。
- 「お支払方法」と異なる場合は、摘要欄にお支払頂く方法を明示しております。
- ご不明な点は、掲記担当者までご連絡下さい。

お支払予定表(兼請求書)

契約番号

頁 2 / 2 (000026)

お支払回数	お支払予定期間	リース料等 (1)	消費税額等 (2)	消費税率	お支払金額 (1+2)	リース料等残高	摘要
-------	---------	--------------	--------------	------	----------------	---------	----

合計 13,880.00 1,040.00 10.4% 14,920.40

リース契約書

契約No.

契約日 2017年4月25日

貸借人(乙)

住所 新潟市江南区元町3-3-5

貸貸人(甲)

住所 新潟県新潟市中央区明石2丁目2番10号

氏名

古泉 幸一

第四リース株式会社

氏名 代表取締役 桐山 晃

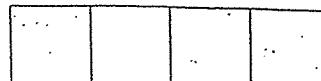
連帯保証人

住所

氏名

上記の者は下記のとおり契約し、乙及び連帯保証人は裏面特約欄記載の「個人情報の利用に関する同意条項」をあわせて承諾します。この契約の成立を証するため本書を当事者数作成し、甲、乙、連帯保証人が各1通を保有します。(別表1)

①代 表 物 件 名 (第1条)	複合機 b-i z hub C 258 (物件の売主、物件名及び物件の引渡し・使用場所は別表2記載のとおり)		
②リース期間 (第4条)	60ヶ月 (60回払。ただし、リース物件検収完了証記載の検収完了日を始期とします。)		
③リース料及び その支払方法 (第5条・第12条)	第1回 リース料 ¥14,800.-	第1回 消費税額等 ¥1,184.-	第1回 合計額 ¥15,984.-
	第2回以降リース料 ¥14,800.-	第2回以降消費税額等 ¥1,184.-	第2回以降各回合計額 ¥15,984.-
	お支払消費税額等総額(除く前払分) ¥71,040.-		
支払日及び支払方法:	第1回～支払日: リース物件検収完了証交付日の1ヶ月後の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替 第2回以降～支払日: 1ヶ月毎の13日 支払方法: 乙指定の乙名義の預金口座より口座振替		
④前払リース料 (第6条・第12条)	前払リース料 *****	消費税額等 *****	合 計 *****
	(最終月から遡って *** カ月分のリース料及び消費税額等に、その支払日が到来する都度充当されます。)		
支 払 日:			
⑤保険 (第14条)	動産・総合保険 (ただし、地盤、乙の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保しません。)		
被保険者:	甲		
⑥損害賠償金 (第17条)	規定損害金相当額。なお、損害賠償金には、別途消費税額等が加算されます。		
⑦規定損害金 (第19条)	基 本 額: 1ヶ月毎の逓減額: 第 1回から 第 60回まで 第 *** 回から 第 *** 回まで	¥908,500.- ¥13,166.-	*****
	(規定損害金には、別途消費税額等が加算されます。)		
⑧遅延損害金 (第20条)	年 14.00 %	(1年に満たない端数期間については、365日の日割計算とします。)	



① 物件の売主(第1条) ② 物件名(第1条) ③ 物件の引渡・使用場所 ④ メーカー名・型式番号	クリップボード 酒井 雅実 複合機 bizhub C258 新潟県新潟市江南区元町3-5-1 古泉 幸一 コニカミノルタ・C258
	以下余白